

北海道後期高齢者医療広域連合告示第37号

収納代理金融機関の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、平成20年4月1日付けで北海道後期高齢者医療広域連合の収納代理金融機関に指定した下記の金融機関が合併に伴い名称の変更となることから、同令第168条第8項の規定により告示する。

令和6年12月24日

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田



記

1 変更前

株式会社青森銀行

株式会社みちのく銀行

2 変更後

株式会社青森みちのく銀行

3 変更年月日

令和7年1月1日